

令和6年3月12日

交通安全対策特別交付金の交付決定（令和5年度3月期）

総務省は、令和5年度3月期分の交通安全対策特別交付金の額を3月12日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

19,636百万円

2 現金交付

令和6年3月19日（火）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

（連絡先）

自治財政局交付税課

担当：高梨補佐・齋野

代表：03-5253-5111（内線 23373）

直通：03-5253-5624

令和5年度交通安全対策特別交付金
(3月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	469	446
2 青森	130	63
3 岩手	141	70
4 宮城	159	179
5 秋田	108	53
6 山形	136	68
7 福島	195	94
8 茨城	278	140
9 栃木	198	99
10 群馬	321	161
11 埼玉	620	420
12 千葉	523	343
13 東京	1,214	606
14 神奈川	540	750
15 新潟	157	154
16 富山	105	52
17 石川	108	54
18 福井	67	33
19 山梨	85	42
20 長野	240	115
21 岐阜	172	85
22 静岡	430	458
23 愛知	715	612
24 三重	149	74
25 滋賀	125	62
26 京都	136	168
27 大阪	696	699
28 兵庫	516	408
29 奈良	121	58
30 和歌山	74	35
31 鳥取	49	23
32 島根	70	34
33 岡山	150	152
34 広島	180	182
35 山口	126	63
36 徳島	85	42
37 香川	110	55
38 愛媛	118	59
39 高知	65	30
40 福岡	483	537
41 佐賀	118	59
42 長崎	125	62
43 熊本	120	133
44 大分	123	61
45 宮崎	159	79
46 鹿児島	181	89
47 沖縄	124	60
合計	11,316	8,321

* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート

